

契約規定新旧対比表 ※変更箇所抜粋

1. リベロ

	変更前	変更後
第1条 (契約の概要)	カードローン「リベロ」契約（以下「本契約」という）は、第3条第2項に規定する利用限度額の範囲内で繰り返し借入することができ、その返済は、借入残高に応じた <u>35日毎に一定金額以上の約定返済金額の入金により行います。</u>	カードローン「リベロ」契約（以下「本契約」という）は、第3条第2項に規定する利用限度額の範囲内で繰り返し借入することができ、その返済は、借入残高に応じた一定金額以上の約定返済金額の入金により行います。
第2条 (借主)	1. 借主とは、本規定を承認のうえ、長野カード株式会社またはSMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）を連帯保証人として、 <u>株式会社長野銀行（以下「銀行」という。）</u> に所定の申込書によりカードローン「リベロ」カード（以下「カード」という。）の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。	1. 借主とは、本規定を承認のうえ、長野カード株式会社またはSMBCコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）を連帯保証人として、 <u>銀行（株式会社長野銀行または株式会社八十二長野銀行を個別にまたは総称していう。以下、同じ。）</u> に所定の申込書によりカードローン「リベロ」カード（以下「カード」という。）の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。
第5条 (取引期限等)	2. <u>取引期限の前日までに借主または銀行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は次のとおりとします。</u> ① <u>借主は、カードを銀行へ返却するものとします。</u>	2. <u>2024年11月以降、取引期限は更新しないものとし、次のとおり取扱います。</u> <u>(削除)</u>
第8条 (利息・損害金等)	1. 本取引の借入利率（保証会社の保証料を含む年率）は、銀行店頭に表示している利率を適用するものとします。 2. 本取引による借入利息（保証会社の保証料相当額含む。）は、付利単位100円、付利最低残高を1,000円とし、銀行所定の利率、計算方法により計算するものとします。	1. 本取引の借入利率（保証会社の保証料を含む年率）は、銀行 <u>所定の</u> 利率を適用するものとします。 2. 本取引による借入利息（保証会社の保証料相当額含む。）は、付利単位100円、付利最低残高を1,000円とし、銀行所定の利率、計算方法により計算 <u>し、銀行所定の方法で借入元金に加算</u> するものとします。
第9条 (返済方法および)	1. 返済方法は、銀行のATMからの入金 <u>あるいはその他銀行が認めた方法により</u> ます。 2. <u>初回返済期日は借入日の翌日から起算して35日目とし、</u>	1. 返済方法は、銀行のATMからの入金によります。 2. <u>返済期日は、各偶数月の10日とし、前回返済期日の10日後から当該日まで（以下「返済可能期間」という。）に前</u>

返済期日)	<u>2 回目以降は前回返済期日の翌日から 35 日目とします。</u> <u>いずれの場合も返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。</u> <u>3. 返済期日に遅れて返済があった場合、次回返済期日は、前回約定返済期日の翌日から 35 日目とします。</u>	<u>項の返済方法により返済するものとします。</u>返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。 <u>(削除)</u>																																																																					
第 10 条 (返済金額)	1. 約定返済とは、<u>返済期日（以下「約定返済日」という。）に、前回約定返済後の借入残高に応じた約定返済金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息（損害金を含む。）を含みます。ただし、各回の約定返済額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も随時行うことができるものとします。</u> 2. <u>随時返済とは、約定返済金額に満たない入金あるいは約定返済金額を超える金額の入金をもって行うものとします。</u> 3. 約定返済金額は、次のとおりとします。 <table> <tr> <th colspan="2">前回約定返済後の借入残高</th><th>約定返済金額</th></tr> <tr> <td>3 千円以上</td><td>10 万円以下</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>10 万円超</td><td>30 万円以下</td><td>9,000 円</td></tr> <tr> <td>30 万円超</td><td>50 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr> <tr> <td>50 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>100 万円超</td><td>150 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr> <tr> <td>200 万円超</td><td>250 万円以下</td><td>35,000 円</td></tr> <tr> <td>250 万円超</td><td>300 万円以下</td><td>40,000 円</td></tr> <tr> <td>300 万円超</td><td>350 万円以下</td><td>45,000 円</td></tr> <tr> <td>350 万円超</td><td>400 万円以下</td><td>50,000 円</td></tr> <tr> <td>400 万円超</td><td>450 万円以下</td><td>55,000 円</td></tr> </table>	前回約定返済後の借入残高		約定返済金額	3 千円以上	10 万円以下	3,000 円	10 万円超	30 万円以下	9,000 円	30 万円超	50 万円以下	15,000 円	50 万円超	100 万円以下	20,000 円	100 万円超	150 万円以下	25,000 円	150 万円超	200 万円以下	30,000 円	200 万円超	250 万円以下	35,000 円	250 万円超	300 万円以下	40,000 円	300 万円超	350 万円以下	45,000 円	350 万円超	400 万円以下	50,000 円	400 万円超	450 万円以下	55,000 円	1. 約定返済とは、<u>返済可能期間に、約定返済金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息(損害金を含む。)</u>を含まないものとします。<u>ただし、各回の約定返済金額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も、返済可能期間において、随時行うことができるものとします。</u> 2. <u>前項にかかわらず、返済可能期間に約定返済金額未満の入金があった場合、約定返済の一部として受付します。</u> 3. 約定返済金額は次のとおりとします。 <u><返済期日が 2026 年 2 月 10 日の返済></u> <table> <tr> <th colspan="2">前回約定返済後の借入残高</th><th>約定返済金額</th></tr> <tr> <td>3 千円以上</td><td>10 万円以下</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>10 万円超</td><td>30 万円以下</td><td>9,000 円</td></tr> <tr> <td>30 万円超</td><td>50 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr> <tr> <td>50 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>100 万円超</td><td>150 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr> <tr> <td>200 万円超</td><td>250 万円以下</td><td>35,000 円</td></tr> <tr> <td>250 万円超</td><td>300 万円以下</td><td>40,000 円</td></tr> <tr> <td>300 万円超</td><td>350 万円以下</td><td>45,000 円</td></tr> <tr> <td>350 万円超</td><td>400 万円以下</td><td>50,000 円</td></tr> </table>	前回約定返済後の借入残高		約定返済金額	3 千円以上	10 万円以下	3,000 円	10 万円超	30 万円以下	9,000 円	30 万円超	50 万円以下	15,000 円	50 万円超	100 万円以下	20,000 円	100 万円超	150 万円以下	25,000 円	150 万円超	200 万円以下	30,000 円	200 万円超	250 万円以下	35,000 円	250 万円超	300 万円以下	40,000 円	300 万円超	350 万円以下	45,000 円	350 万円超	400 万円以下	50,000 円
前回約定返済後の借入残高		約定返済金額																																																																					
3 千円以上	10 万円以下	3,000 円																																																																					
10 万円超	30 万円以下	9,000 円																																																																					
30 万円超	50 万円以下	15,000 円																																																																					
50 万円超	100 万円以下	20,000 円																																																																					
100 万円超	150 万円以下	25,000 円																																																																					
150 万円超	200 万円以下	30,000 円																																																																					
200 万円超	250 万円以下	35,000 円																																																																					
250 万円超	300 万円以下	40,000 円																																																																					
300 万円超	350 万円以下	45,000 円																																																																					
350 万円超	400 万円以下	50,000 円																																																																					
400 万円超	450 万円以下	55,000 円																																																																					
前回約定返済後の借入残高		約定返済金額																																																																					
3 千円以上	10 万円以下	3,000 円																																																																					
10 万円超	30 万円以下	9,000 円																																																																					
30 万円超	50 万円以下	15,000 円																																																																					
50 万円超	100 万円以下	20,000 円																																																																					
100 万円超	150 万円以下	25,000 円																																																																					
150 万円超	200 万円以下	30,000 円																																																																					
200 万円超	250 万円以下	35,000 円																																																																					
250 万円超	300 万円以下	40,000 円																																																																					
300 万円超	350 万円以下	45,000 円																																																																					
350 万円超	400 万円以下	50,000 円																																																																					

	<table> <tr> <td>450 万円超</td><td>500 万円以下</td><td>60,000 円</td></tr> </table> 4. 前項にかかわらず、<u>前回約定返済後の借入残高が 3 千円未満</u>のときは、<u>約定返済金額は前回約定返済後の千円未満を切り捨てた千円単位の金額となります。</u> 5. 借主は、<u>約定返済日前に約定返済ができるものとします。</u> <u>ただし、約定返済日迄に ATM の一回の操作により入金した金額が約定返済金額を上回った場合に約定返済がなされたものとし、次回の約定返済日は更新されるものとします。</u>	450 万円超	500 万円以下	60,000 円	<table> <tr> <td>400 万円超</td><td>450 万円以下</td><td>55,000 円</td></tr> <tr> <td>450 万円超</td><td>500 万円以下</td><td>60,000 円</td></tr> </table> ※<u>前回約定返済後の借入残高が 3 千円未満のときは、前回約定返済後の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済金額となります。</u> <返済期日が 2026 年 4 月 10 日以降の返済> <table> <tr> <th colspan="2"><u>前回返済期日の借入残高</u></th><th>約定返済金額</th></tr> <tr> <td><u>5 千円以上</u></td><td>10 万円以下</td><td><u>5,000 円</u></td></tr> <tr> <td>10 万円超</td><td>30 万円以下</td><td><u>15,000 円</u></td></tr> <tr> <td>30 万円超</td><td>50 万円以下</td><td><u>25,000 円</u></td></tr> <tr> <td>50 万円超</td><td>100 万円以下</td><td><u>33,000 円</u></td></tr> <tr> <td>100 万円超</td><td>150 万円以下</td><td><u>42,000 円</u></td></tr> <tr> <td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td><u>50,000 円</u></td></tr> <tr> <td>200 万円超</td><td>250 万円以下</td><td><u>59,000 円</u></td></tr> <tr> <td>250 万円超</td><td>300 万円以下</td><td><u>67,000 円</u></td></tr> <tr> <td>300 万円超</td><td>350 万円以下</td><td><u>75,000 円</u></td></tr> <tr> <td>350 万円超</td><td>400 万円以下</td><td><u>84,000 円</u></td></tr> <tr> <td>400 万円超</td><td>450 万円以下</td><td><u>92,000 円</u></td></tr> <tr> <td>450 万円超</td><td>500 万円以下</td><td><u>101,000 円</u></td></tr> </table> ※<u>前回返済期日の借入残高が 5 千円未満のときは、前回返済期日の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済金額となります。</u> <u>(4 項削除)</u> <u>(5 項削除)</u>	400 万円超	450 万円以下	55,000 円	450 万円超	500 万円以下	60,000 円	<u>前回返済期日の借入残高</u>		約定返済金額	<u>5 千円以上</u>	10 万円以下	<u>5,000 円</u>	10 万円超	30 万円以下	<u>15,000 円</u>	30 万円超	50 万円以下	<u>25,000 円</u>	50 万円超	100 万円以下	<u>33,000 円</u>	100 万円超	150 万円以下	<u>42,000 円</u>	150 万円超	200 万円以下	<u>50,000 円</u>	200 万円超	250 万円以下	<u>59,000 円</u>	250 万円超	300 万円以下	<u>67,000 円</u>	300 万円超	350 万円以下	<u>75,000 円</u>	350 万円超	400 万円以下	<u>84,000 円</u>	400 万円超	450 万円以下	<u>92,000 円</u>	450 万円超	500 万円以下	<u>101,000 円</u>
450 万円超	500 万円以下	60,000 円																																																
400 万円超	450 万円以下	55,000 円																																																
450 万円超	500 万円以下	60,000 円																																																
<u>前回返済期日の借入残高</u>		約定返済金額																																																
<u>5 千円以上</u>	10 万円以下	<u>5,000 円</u>																																																
10 万円超	30 万円以下	<u>15,000 円</u>																																																
30 万円超	50 万円以下	<u>25,000 円</u>																																																
50 万円超	100 万円以下	<u>33,000 円</u>																																																
100 万円超	150 万円以下	<u>42,000 円</u>																																																
150 万円超	200 万円以下	<u>50,000 円</u>																																																
200 万円超	250 万円以下	<u>59,000 円</u>																																																
250 万円超	300 万円以下	<u>67,000 円</u>																																																
300 万円超	350 万円以下	<u>75,000 円</u>																																																
350 万円超	400 万円以下	<u>84,000 円</u>																																																
400 万円超	450 万円以下	<u>92,000 円</u>																																																
450 万円超	500 万円以下	<u>101,000 円</u>																																																
第 11 条 (印紙代 および手	2. <u>自動機</u> 利用手数料は借入元金に組入れます。	2. <u>ATM</u> 利用手数料は借入元金に組入れます。																																																

数料)		
-----	--	--

2. アットローン

	変更前	変更後
第 1 条 (契約の概要)	カードローン「ながぎんアットローン」契約(以下「本契約」という)は、第 3 条第 2 項に規定する利用限度額の範囲内で繰り返し借入することができ、その返済は、借入残高に応じた <u>35 日毎に一定額以上の約定返済金額の入金により行います。</u> (第 6 条および第 10 条参照)	カードローン「ながぎんアットローン」契約(以下「本契約」という)は、第 3 条第 2 項に規定する利用限度額の範囲内で繰り返し借入することができ、その返済は、借入残高に応じた一定額以上の約定返済金額の入金により行います。(第 6 条および第 10 条参照)
第 2 条 (借主)	1. 借主とは、本規定を承認のうえ、 <u>プロミス株式会社(以下「保証会社」という)を連帯保証人として、株式会社長野銀行(以下「銀行」という)に所定の申込書により「ながぎんアットローンカード」(以下「カード」という)の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。</u>	1. 借主とは、本規定を承認のうえ、 <u>保証会社(プロミス株式会社またはSMB Cコンシューマーファイナンス株式会社を個別にまたは総称していう。以下、同じ)</u> を連帯保証人として、 <u>銀行(株式会社長野銀行または株式会社八十二長野銀行を個別にまたは総称していう。以下、同じ)</u> に所定の申込書により「ながぎんアットローンカード」(以下「カード」という)の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。
第 5 条 (取引期限等)	2. <u>取引期限の前日までに借主または銀行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は次のとおりとします。</u> ① <u>借主は、カードを銀行へ返却するものとします。</u>	2. <u>2024 年 11 月以降、取引期限は更新しないものとし、次のとおり取扱います。</u> <u>(削除)</u>
第 8 条 (利息・損害金等)	1. 本取引の借入利率(保証会社の保証料を含む年率)は、銀行 <u>店頭に表示している</u> 利率を適用するものとします。 2. 本取引による借入利息(保証会社の保証料相当額を含む。)は、付利単位 100 円、付利最低残高を 1,000 円とし、銀行所定の利率、計算方法により計算するものとします。	1. 本取引の借入利率(保証会社の保証料を含む年率)は、銀行 <u>所定の</u> 利率を適用するものとします。 2. 本取引による借入利息(保証会社の保証料相当額を含む。)は、付利単位 100 円、付利最低残高を 1,000 円とし、銀行所定の利率、計算方法により計算 <u>し、銀行所定の方法で借</u>

		<u>入元金に加算</u> するものとします。																																		
第 9 条 (返済方法および返済期日)	1. 返済方法は、銀行の ATM からの入金<u>あるいはその他銀行が認めた方法</u>によります。 2. <u>初回返済期日は借入日の翌日から起算して 35 日目とし、2 回目以降は前回返済期日の翌日から 35 日目とします。</u> <u>いずれの場合も返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。</u> 3. <u>返済期日に遅れて返済があった場合、次回返済期日は、前回約定返済期日の翌日から 35 日目とします。</u>	1. 返済方法は、銀行の ATM からの入金によります。 2. <u>返済期日は、各偶数月の 10 日とし、前回返済期日の 10 日後から当該日まで（以下「返済可能期間」という。）に前項の返済方法により返済するものとします。</u>返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。 <u>(3 項削除)</u>																																		
第 10 条 (返済金額)	1. 約定返済とは、<u>返済期日（以下「約定返済日」という。）に、前回約定返済後の借入残高に応じた約定返済金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息（損害金を含む。）を含みます。ただし、各回の約定返済額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も随時行うことができるものとします。</u> 2. <u>随時返済とは、約定返済金額に満たない入金あるいは約定返済金額を超える金額の入金をもって行うものとします。</u> 3. 約定返済金額は、次のとおりとします。 <table><tr><td>前回約定返済後の借入残高</td><td>約定返済金額</td></tr><tr><td>10 万円以下</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>10 万円超 30 万円以下</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>30 万円超 50 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>50 万円超 70 万円以下</td><td>17,000 円</td></tr><tr><td>70 万円超 90 万円以下</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>90 万円超 100 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td>100 万円超 150 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>150 万円超 200 万円以下</td><td>40,000 円</td></tr></table>	前回約定返済後の借入残高	約定返済金額	10 万円以下	3,000 円	10 万円超 30 万円以下	9,000 円	30 万円超 50 万円以下	15,000 円	50 万円超 70 万円以下	17,000 円	70 万円超 90 万円以下	20,000 円	90 万円超 100 万円以下	25,000 円	100 万円超 150 万円以下	30,000 円	150 万円超 200 万円以下	40,000 円	1. 約定返済とは、<u>返済可能期間に、約定返済金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息(損害金を含む。)</u>を含まないものとします。<u>ただし、各回の約定返済金額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も、返済可能期間において、随時行うことができるものとします。</u> 2. <u>前項にかかわらず、返済可能期間に約定返済金額未満の入金があった場合、約定返済の一部として受付します。</u> 3. 約定返済金額は次のとおりとします。 <u><返済期日が 2026 年 2 月 10 日の返済></u> <table><tr><td>前回約定返済後の借入残高</td><td>約定返済金額</td></tr><tr><td>10 万円以下</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>10 万円超 30 万円以下</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>30 万円超 50 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>50 万円超 70 万円以下</td><td>17,000 円</td></tr><tr><td>70 万円超 90 万円以下</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>90 万円超 100 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td>100 万円超 150 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr></table>	前回約定返済後の借入残高	約定返済金額	10 万円以下	3,000 円	10 万円超 30 万円以下	9,000 円	30 万円超 50 万円以下	15,000 円	50 万円超 70 万円以下	17,000 円	70 万円超 90 万円以下	20,000 円	90 万円超 100 万円以下	25,000 円	100 万円超 150 万円以下	30,000 円
前回約定返済後の借入残高	約定返済金額																																			
10 万円以下	3,000 円																																			
10 万円超 30 万円以下	9,000 円																																			
30 万円超 50 万円以下	15,000 円																																			
50 万円超 70 万円以下	17,000 円																																			
70 万円超 90 万円以下	20,000 円																																			
90 万円超 100 万円以下	25,000 円																																			
100 万円超 150 万円以下	30,000 円																																			
150 万円超 200 万円以下	40,000 円																																			
前回約定返済後の借入残高	約定返済金額																																			
10 万円以下	3,000 円																																			
10 万円超 30 万円以下	9,000 円																																			
30 万円超 50 万円以下	15,000 円																																			
50 万円超 70 万円以下	17,000 円																																			
70 万円超 90 万円以下	20,000 円																																			
90 万円超 100 万円以下	25,000 円																																			
100 万円超 150 万円以下	30,000 円																																			

	4. 前項にかかわらず、前回約定返済後の借入残高が 3 千円未満の場合は、約定返済金額は前回約定返済後の借入残高の百円位を切り捨てた千円単位の金額となります。 5. 借主は、約定返済日前に約定返済ができるものとします。ただし、約定返済日迄に入金した金額が約定返済額を上回った場合に約定返済がなされたものとし、次回の約定返済日は更新されるものとします。	<table border="1"> <tr> <td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td>40,000 円</td></tr> </table> ※前回約定返済後の借入残高が 3 千円未満のときは、前回約定返済後の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済金額となります。 <返済期日が 2026 年 4 月 10 日以降の返済> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">前回返済期日の借入残高</th><th>約定返済金額</th></tr> <tr> <td></td><td>10 万円以下</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>10 万円超</td><td>30 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr> <tr> <td>30 万円超</td><td>50 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>50 万円超</td><td>70 万円以下</td><td>28,000 円</td></tr> <tr> <td>70 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>33,000 円</td></tr> <tr> <td>90 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>42,000 円</td></tr> <tr> <td>100 万円超</td><td>150 万円以下</td><td>50,000 円</td></tr> <tr> <td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td>67,000 円</td></tr> </table> ※前回返済期日の借入残高が 5 千円未満のときは、前回返済期日の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済金額となります。 (4 項削除) (5 項削除)	150 万円超	200 万円以下	40,000 円	前回返済期日の借入残高		約定返済金額		10 万円以下	5,000 円	10 万円超	30 万円以下	15,000 円	30 万円超	50 万円以下	25,000 円	50 万円超	70 万円以下	28,000 円	70 万円超	90 万円以下	33,000 円	90 万円超	100 万円以下	42,000 円	100 万円超	150 万円以下	50,000 円	150 万円超	200 万円以下	67,000 円
150 万円超	200 万円以下	40,000 円																														
前回返済期日の借入残高		約定返済金額																														
	10 万円以下	5,000 円																														
10 万円超	30 万円以下	15,000 円																														
30 万円超	50 万円以下	25,000 円																														
50 万円超	70 万円以下	28,000 円																														
70 万円超	90 万円以下	33,000 円																														
90 万円超	100 万円以下	42,000 円																														
100 万円超	150 万円以下	50,000 円																														
150 万円超	200 万円以下	67,000 円																														
第 11 条 (印紙代 および手 数料)	2. 自動機利用手数料は借入元金に組入れます。	2. ATM 利用手数料は借入元金に組入れます。																														
第 21 条 (契 約 規 定 等 の 変	本変更契約規定の内容を変更する場合(ただし、第 8 条 4 項により借入利率および損害金の割合が変更される場合を除く)、銀行は変更内容および変更日を借主に通知します。この場合、	1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定めを変更する必要があるときには、民法 5 4 8 条の 4 の規定に基づいて変更でき																														

更)	借主は変更日以降、変更後の内容で本取引を行うものとします。	<u>るものとします。</u> <u>2. 銀行は、前項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。</u>
----	-------------------------------	--

3. アットローンA

	変更前	変更後
第1条 (契約の概要)	カードローン「ながぎんアットローン」契約(以下「本契約」という)は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入れすることができ、その返済は、 <u>利用限度額</u> に応じた <u>35 日毎</u> に一定額以上の約定返済金額の入金により行います。(第4条および第10条参照)	カードローン「ながぎんアットローン」契約(以下「本契約」という)は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入することができ、その返済は、 <u>借入残高</u> に応じた一定額以上の約定返済金額の入金により行います。(第4条および第10条参照)
第2条 (借主)	1. 借主とは、本規定を承認のうえ、 <u>アットローン株式会社(以下「保証会社」という)</u> を連帯保証人として、 <u>株式会社長野銀行(以下「銀行」という)</u> に所定の申込書により「ながぎんアットローンカード」(以下「カード」という)の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。	1. 借主とは、本規定を承認のうえ、 <u>保証会社(アットローン株式会社またはSMB C コンシューマーファイナンス株式会社を個別にまたは総称するという。以下、同じ)</u> を連帯保証人として、 <u>銀行(株式会社長野銀行または株式会社八十二長野銀行を個別にまたは総称するという。以下、同じ)</u> に所定の申込書により「ながぎんアットローンカード」(以下「カード」という)の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。
第5条 (取引期限等)	2. <u>期間満了日までに、借主または銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、または期間満了日の前日の年齢が満 65 歳を経過した場合は、借主は期間満了日における残債務を返済するものとします。</u>	2. <u>2024 年 11 月以降、取引期限は更新しないものとし、次のとおり取扱います。</u> <u>①借主は、取引期限到来日の翌日以降本取引による借入は受けられません。</u> <u>②借入元金・借入利息・損害金等が完済された日に本取引は自動的に解約されるものとします。</u>

		③取引期限に借入元利金等がない場合は、この期限到来日の翌日に本取引は自動的に解約されるものとします。																																							
第 8 条 (返済方法)	返済方法は、銀行の ATM からの入金あるいは <u>その他銀行が認めた方法</u> によります。	返済方法は、銀行の ATM からの入金によります。																																							
第 9 条 (返済期日)	1. <u>初回返済期日は借入日の翌日から起算して 35 日目とし、2 回目以降は前回返済期日の翌日から 35 日目とします。</u> <u>いずれの場合も、返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。</u> 2. <u>返済期日に遅れて返済があった場合、次回返済期日は、前回約定返済期日の翌日から 35 日目とします。</u>	1. <u>返済期日は、各偶数月の 10 日とし、前回返済期日の 10 日後から当該日まで（以下「返済可能期間」という。）に前項の返済方法により返済するものとします。</u> 返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。 <u>(2 項削除)</u>																																							
第 10 条 (返済金額)	1. <u>約定返済とは、利用限度額に応じて約定返済金額を定め、その金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息（遅延損害金を含む）を含みます（リボルビング方式）。</u> 2. <u>随時返済とは、約定返済金額に満たない入金あるいは約定返済金額を超える金額の入金をもって行うものとします。</u> 3. <u>約定返済金額は、次のとおりとします。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用限度額</th><th>約定返済金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">10 万円以下</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>10 万円超</td><td>30 万円以下</td><td>9,000 円</td></tr> <tr> <td>30 万円超</td><td>50 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr> <tr> <td>50 万円超</td><td>70 万円以下</td><td>17,000 円</td></tr> <tr> <td>70 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>90 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>100 万円超</td><td>150 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr> </tbody> </table>	利用限度額		約定返済金額	10 万円以下		3,000 円	10 万円超	30 万円以下	9,000 円	30 万円超	50 万円以下	15,000 円	50 万円超	70 万円以下	17,000 円	70 万円超	90 万円以下	20,000 円	90 万円超	100 万円以下	25,000 円	100 万円超	150 万円以下	30,000 円	1. <u>約定返済とは、返済可能期間に、約定返済金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息(損害金を含む。))を含まないものとします。ただし、各回の約定返済額は最小の金額であり、それを超える金額の返済も、返済可能期間において、随時行うことができるものとします。</u> 2. <u>前項にかかわらず、返済可能期間に約定返済金額未満の返済があった場合、約定返済の一部として受付します。</u> 3. <u>約定返済金額は次のとおりとします。</u> <u><返済期日が 2026 年 2 月 10 日の返済></u> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前回約定返済後の借入残高</th><th>約定返済金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">10 万円以下</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>10 万円超</td><td>30 万円以下</td><td>9,000 円</td></tr> <tr> <td>30 万円超</td><td>50 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr> <tr> <td>50 万円超</td><td>70 万円以下</td><td>17,000 円</td></tr> </tbody> </table>	前回約定返済後の借入残高		約定返済金額	10 万円以下		3,000 円	10 万円超	30 万円以下	9,000 円	30 万円超	50 万円以下	15,000 円	50 万円超	70 万円以下	17,000 円
利用限度額		約定返済金額																																							
10 万円以下		3,000 円																																							
10 万円超	30 万円以下	9,000 円																																							
30 万円超	50 万円以下	15,000 円																																							
50 万円超	70 万円以下	17,000 円																																							
70 万円超	90 万円以下	20,000 円																																							
90 万円超	100 万円以下	25,000 円																																							
100 万円超	150 万円以下	30,000 円																																							
前回約定返済後の借入残高		約定返済金額																																							
10 万円以下		3,000 円																																							
10 万円超	30 万円以下	9,000 円																																							
30 万円超	50 万円以下	15,000 円																																							
50 万円超	70 万円以下	17,000 円																																							

	<table><tr><td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td>40,000 円</td></tr></table> (注 1) 約定返済金額を超える金額の返済も随時可能です。 (注 2) 1 回の入金額が約定返済金額に満たない場合は、随時返済の扱いとします。	150 万円超	200 万円以下	40,000 円	<table><tr><td>70 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>90 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td>100 万円超</td><td>150 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td>40,000 円</td></tr></table> ※前回約定返済後の借入残高が 3 千円未満のときは、前回約定返済後の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済額となります。 <返済期日が 2026 年 4 月 10 日以降の返済> <table><tr><td colspan="2">前回返済期日の借入残高</td><td>約定返済金額</td></tr><tr><td colspan="2">10 万円以下</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>10 万円超</td><td>30 万円以下</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>30 万円超</td><td>50 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td>50 万円超</td><td>70 万円以下</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>70 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>33,000 円</td></tr><tr><td>90 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>42,000 円</td></tr><tr><td>100 万円超</td><td>150 万円以下</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>150 万円超</td><td>200 万円以下</td><td>67,000 円</td></tr></table> ※前回返済期日の借入残高が 5 千円未満のときは、前回返済期日の借入残高の千円未満を切り捨てた千円単位の金額が約定返済額となります。	70 万円超	90 万円以下	20,000 円	90 万円超	100 万円以下	25,000 円	100 万円超	150 万円以下	30,000 円	150 万円超	200 万円以下	40,000 円	前回返済期日の借入残高		約定返済金額	10 万円以下		5,000 円	10 万円超	30 万円以下	15,000 円	30 万円超	50 万円以下	25,000 円	50 万円超	70 万円以下	28,000 円	70 万円超	90 万円以下	33,000 円	90 万円超	100 万円以下	42,000 円	100 万円超	150 万円以下	50,000 円	150 万円超	200 万円以下	67,000 円
150 万円超	200 万円以下	40,000 円																																										
70 万円超	90 万円以下	20,000 円																																										
90 万円超	100 万円以下	25,000 円																																										
100 万円超	150 万円以下	30,000 円																																										
150 万円超	200 万円以下	40,000 円																																										
前回返済期日の借入残高		約定返済金額																																										
10 万円以下		5,000 円																																										
10 万円超	30 万円以下	15,000 円																																										
30 万円超	50 万円以下	25,000 円																																										
50 万円超	70 万円以下	28,000 円																																										
70 万円超	90 万円以下	33,000 円																																										
90 万円超	100 万円以下	42,000 円																																										
100 万円超	150 万円以下	50,000 円																																										
150 万円超	200 万円以下	67,000 円																																										
第 11 条 (返済金の充当方法)	1. 借主の約定返済金は、遅延損害金、利息、元金の順に充当します。	1. 借主の約定返済金は、銀行が適当と認める順序、方法により充当することができ、借主はその充当方法に対して異議を述べることをできないものとします。																																										
第 13 条 (印紙代および手	2. 自動機利用手数料は、借入元金に組入れます。	2. ATM 利用手数料は、借入元金に組入れます。																																										

数料)		
第 27 条 (契約規定等の変更)	<u>本契約規定の内容を変更する場合、銀行は変更内容および変更日を借主に通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の内容にしたがいローン取引を行うものとします。</u>	<u>1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。</u> <u>2. 銀行は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。</u>
第 28 条 (反社会的勢力の排除)	<u>(新設)</u>	<u>1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他、これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</u> <u>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u>

		<u>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等を社会的に非難されるべき関係を有すること</u> <u>2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。</u> <u>①暴力的な要求行為</u> <u>②法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為</u> <u>⑤その他前各号に準ずる行為</u> <u>3. 借主が、第1項各号の一つにでも該当し、もしくは第2項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。</u> <u>4. 前項の規定により、債務の弁済がなされたときに、この契約は失効するものとします。</u> <u>5. 本条の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。</u>
--	--	--